

後見人



代理権

取消権

同意権



包括的な権限を有する

はありえない ※本人が一人で有効にできることはないため  
(ただし、日常生活に関することは除く)

保佐人



同意権(=取消権)

一定の重要な契約等について権限を有する

補助人

代理権

特定の契約等について権限を有する

ただし、保佐・補助の場合の同意権・代理権についての注意点

保佐

・・・

代理権

保佐人に代理権を与えること



本人の同意が必要

補助

・・・

代理権

同意権

補助人に代理権を与えること

補助人に同意権を与えること



本人の同意が必要